

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に
関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定

日本国政府及び国際獣疫事務局は、

千九百二十四年一月二十五日に作成された国際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル爲ノ国際協定を想起し、

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所が日本国の領域に置かれていることを考慮し、

日本国の領域における国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「国際協定」とは、千九百二十四年一月二十五日に作成された国際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル爲ノ国際協定をいう。

- (b) 「O I E」とは、国際獣疫事務局をいう。
- (c) 「政府」とは、日本国政府をいう。
- (d) 「事務所」とは、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所をいう。
- (e) 「施設」とは、事務所が事務所の公的活動のために占有する建物又は建物の一部をいう。
- (f) 「事務所の公的活動」には、事務所の運営活動及び国際協定に従って行われる事務所の活動を含む。
- (g) 「事務所の職員」とは、国際協定の附属書第八条の規定に従って事務局長が任命した事務所の代表及び事務所の他の職員をいう。
- (h) 「事務所の代表」とは、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表をいい、事務所の代表が不在の間に事務所の代表に代わって行動する場合の事務所の職員を含む。
- (i) 「事務局長」とは、O I Eの事務局長をいい、事務局長が不在の間に事務局長に代わって行動する場合のO I Eの職員を含む。
- (j) 「被扶養者」とは、事務所の職員の配偶者及び二十歳未満の子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

第二条

事務所は、法人格を有し、次の能力を有する。

- (a) 契約すること。
- (b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。
- (c) 訴えを提起すること。

第三条

事務所の文書は、不可侵とする。当該文書には、事務所が所有し、又は保管する全ての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

第四条

1 施設は、不可侵とする。政府は、施設に許可なく立ち入ろうとする者若しくは集団又はその近傍で施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国で公権力を行使する者は、事務所の代表の同意があり、かつ、事務所の代表が合意した条件による場合及び事務所の代表の要請がある場合を除くほか、公務の遂行のために施設に

立ち入ってはならない。迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事態の場合には、事務所の代表の同意があつたものとみなす。

- 2 事務所は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのために政府が求めている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が施設を避難所として使用することを認めてはならない。

第五条

- 1 政府は、事務所と協議して、必要な公益事業及び公共サービス（電気、水道、下水道、ガス、郵便、電話、公共交通、排水、ごみの収集及び消防を含む。）が施設に提供され、並びにその公益事業及び公共サービスが衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。

- 2 事務所は、関係する公益事業体及び公共サービス機関が施設内の設備、導管、本管及び下水溝の検査、修繕、維持、改築及び移転を行うことができるようにするため、要請により、適当な措置をとる。

第六条

- 1 事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手

続の免除を享有する。ただし、その免除の放棄は、判決の執行に関する免除の放棄を意味するものではなく、判決の執行に関する免除の放棄のためには、事務局長による別個の放棄が必要とされることが了解される。

2 事務所の財産及び資産は、事務所の公的活動の範囲内で、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、搜索、押収、没収、差押え、収用及び他のあらゆる形式の干渉（行政上、司法上及び立法上のいずれのものであるかを問わない。）を免除される。

3 1及び2の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 第十四条1に規定する私法上の仲裁手続において下される仲裁判断の執行

(b) 事務所が所有し、又は事務所のために運行される自動車によって引き起こされた損害に関して第三者が提起する民事訴訟及び当該自動車に係る交通犯罪

第七条

1 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、

(a) 事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。

(b) 事務所が輸入し、又は輸出する物品に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。ただし、その免除を受けて輸入された物品は、政府と合意した条件による場合を除くほか、日本国内で売却されないことが了解される。

(c) 事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 事務所は、消費税並びに動産及び不動産の売買に対する税であつてその価格の一部を成すものの免除を要求しない。ただし、政府は、事務所が事務所の公的活動のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入に関してこれらの税を課し、又は課することができるときには、できる限り税額の減免又は還付のために適当な行政上の措置をとるものとする。

第八条

事務所は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。

第九条

1 事務所又は事務所の職員宛ての全ての公用通信及び事務所が発出する全ての公用通信については、伝達

の手段又は形態のいかんを問わず、検閲及び他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはならない。公用のものと思われる通信が違法な物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信については、事務所の職員の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。ただし、これらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、事務所の職員の立会いを要しない。

2 事務所は、その公用通信に関し、日本国が当事国である国際条約並びに国際的な規則及び取極に抵触しない限り、日本国の領域において、郵便及び電気通信に係る優先権、料金及び課金について政府が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十条

1 事務所の職員は、次のものを享有する。

(a) 公的な立場で事務所の職員が行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（事務所の職員が犯した自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続及び事務所の職員が所有し、若しくは運転し、又は事務所の職員のために運行される自動車によって引き起こされた損害につい

ての訴訟手続を除く。)の免除。当該免除は、当該事務所の職員が事務所の職員でなくなった場合にも、引き続き与えられる。

- (b) O I Eが事務所の職員に支払った給料及び手当に対する課税の免除
- (c) 自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除
- (d) 自己及び被扶養者に関して、国際的危機の場合における帰国の便益であつて外交官に与えられるものと同一のもの

- (e) 日本国で最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品を輸入する権利
- (f) 自己及び被扶養者に関する国民的服役義務の免除

- 2 1(b)から(f)までの規定は、日本国民である事務所の職員及び日本国に通常居住している事務所の職員については、適用しない。

第十一条

- 1 事務所は、事務所の職員の任命が行われたときは、当該事務所の職員の氏名並びに当該事務所の職員の事務所における等級及び地位並びに当該事務所の職員の被扶養者の氏名を、その他の関連情報とともに、

個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。事務所は、同様に、当該事務所の職員が事務所の職員でなくなつたときは、事務所の職員でなくなつた日を政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、当該者に関して1の通告を受けるまでは、この協定によつて与えられる特権及び免除を与えることを義務付けられない。

3 政府は、1の通告を受けたときは、事務所の職員に任命された者に対し、当該事務所の職員の写真を添付した身分証明書を交付する。当該身分証明書は、全ての日本国の当局との関係において所持者の身分を証明するために使用される。

第十二条

1 この協定によつて与えられる特権及び免除は、阻害されることのない事務所の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2 事務局長は、OIEの規則に従い、1の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

3 事務局長は、1の特権又は免除の濫用が発生したと政府が認める場合には、要請により、その濫用が発

生したかどうかを決定するために政府と協議する。その協議によって事務局長及び政府にとって満足な結果が得られない場合には、この問題は、第十四条に規定する手続に従って解決される。

第十三条

事務局長は、この協定によって与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであると認める場合において、事務所の利益を害することなく当該免除を放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

第十四条

1 事務所は、日本国において自然人又は法人と契約を締結する場合には、当該契約の他の当事者の要請により、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれかの当事者の要請によって私法上の仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項を含めるものとする。

2 事務所は、1に規定する契約から生ずる紛争以外の私法的性格を有する紛争の適当な解決方法について定めるものとする。

3 OIEは、次の紛争の適当な解決方法について定めるものとする。

(a) 事務局長が締結する事務所の職員の雇用契約に関する紛争

(b) この協定によって免除を享有する事務所の職員に係る紛争。ただし、当該免除が前条の規定によって放棄されていない場合に限る。

4 この協定の解釈又は適用に関し、政府とOIEとの間の紛争又は政府とOIEとの間の関係に影響を及ぼす問題であつて、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないものは、日本国外務大臣が任命する仲裁人、事務局長が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人によつて任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人による仲裁廷に付託する。最初の二人の仲裁人がその任命の後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又はOIEの要請により、国際司法裁判所長によつて任命される。仲裁廷の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及びOIEを拘束する。

第十五条

1 事務局長は、常に裁判の正当な実施を容易にし、警察、火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他類似の法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除の濫用を防止するため、日本国

の関係当局と常に協力するものとする。

2 この協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、当該特権及び免除を享有する全ての者の義務である。

3 この協定のいかなる規定も、安全保障のために全ての予防措置をとる政府の権利に影響を及ぼすものではない。

第十六条

この協定の改正に関する協議は、政府又はOIEのいずれか一方の要請によって行われる。いかなる改正も、相互の合意によって行われる。

第十七条

1 この協定は、政府及びOIEがこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、政府又はOIEのいずれか一方の他方に対する書面による通告によっていつでも終了させることができ、当該通告の受領の後一年で終了する。この協定は、事務所が日本国の領域から移転する場合

合又は事務所の解散の場合には、その移転又は解散及び日本国における事務所の財産の処分に要する合理的な期間の後、効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十二月二十日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

阿部康次

国際獣疫事務局のために

M・エロワ